

千葉市稲毛区告示第50号

介護保険法第143条の規定により準用する地方税法第20条の規定により、次の介護保険料に係る書類を別紙記載の方に送達しましたが、その送達を受けるべき方の住所、居所が不明のため送達することができないので、介護保険法第143条の規定により準用する地方税法第20条の2第1項の規定により告示します。

これらの書類は、千葉市稲毛保健福祉センター高齢障害支援課で保管しておりますので、送達を受けるべき方の申出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から、起算して7日を経過したときは、介護保険法第143条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により書類の送達があったものとみなされます。

令和 8年10月20日

千葉市稲毛区長 青木 俊

書 類 名	件数
介護保険料督促状	27件

通 知 書 番 号	住 所	氏 名
		三浦 雅人
		木下 能夫
		岡部 貞夫
		佐藤 幸一
		松井 斎普
		吉宮 寛
		阿久津 香世子
		八角 精二
		小林 聡
		國分 康司
		松尾 司
		倉岡 信一
		平川 秀雄
		伊藤 光一
		平野 積造
		中村 祐一
		坂本 治
		水野 直樹
		鈴木 孝吉
		小林 徳繁
		星野 健次
		沼田 康永
		石井 松雄
		中神 正春
		岡 照國

通 知 書 番 号	住 所	氏 名
-----------	-----	-----

関口 豊司

通 知 書 番 号	住 所	氏 名
-----------	-----	-----

工藤 高久